

# 板橋区 出産・子育て応援事業

---

## FAQ (よくある質問)

(第5版)

※令和5年10月1日時点の情報で作成しています。

※今後の状況等により内容が変更となる場合があります。

# ギフトをもらうには？

---

## 出産応援ギフトの場合 事業開始日(令和5年3月1日)以降

- ① 産科医療機関等を受診し、妊娠したことが確認できた後に、妊娠届出を提出してください。
- ② 健康福祉センターまたは健康推進課で妊婦面接をお受けください。
- ③ 妊婦面接の際、申請書等をお渡しします。
- ④ 申請書をご提出ください。(妊婦面接時に提出可)

※申請日時点、住民登録が板橋区にあることが支給要件となります。

# ギフトをもらうには？

---

## 子育て応援ギフトの場合 事業開始日(令和5年3月1日)以降

- ① 出生届を提出してください。
- ② 板橋区の新生児訪問をお受けください。
- ③ 新生児訪問の際、ご案内・申請書類をお渡しします。
- ④ 申請書を区へご郵送ください。

※申請日時点、お子さまの住民登録が板橋区にあることが支給要件となります。

# 妊婦面接や新生児訪問を受けないと ギフトはもらえない？

---

令和5年3月1日以降に妊娠届および出生届を提出した方は、妊婦面接や新生児訪問を受けることが、ギフト支給要件となります。

※災害その他、やむを得ない特別な事情により妊婦面接や新生児訪問を受けられなかった場合は、お住まいを担当する健康福祉センターにご相談ください。

# 所得制限はある？

---

所得制限はありません。

# 外国籍だけど、もらえる？

---

国籍に関係なく、要件を満たせば支給対象となります。

# 流産・死産した場合は、対象になる？

---

- 流産・死産した場合でも、妊娠届出を提出している場合は、「出産応援ギフト(妊娠時5万円)」の対象となります。
- 令和4年4月1日以降～令和5年2月28日までに妊娠届出を提出した方のうち、流産・死産のご連絡を板橋区の健康福祉センターへいただいた方へは、「出産応援ギフト」のご案内・申請書をお送りします。

※流産・死産ともに「子育て応援ギフト(出産後5万円)」は対象になりません。

DV等により、板橋区に避難生活中の場合は  
対象となる？

---

DV等を理由に避難している方で、現在の居住地（板橋区）に住民票を移していない場合には、支給要件（面談・アンケート）を満たすことで、避難先（板橋区）が支給します。

詳しくはお問い合わせください。

DV等により、板橋区外に避難生活している  
場合は、対象になる？

---

DV等により他自治体に避難している方は、避難先の自治体にお問い合わせください。

# 里親になった場合は、対象になる？

---

お子さんの実父母が、出生届出後の面談を実施していない場合は、子育て応援ギフトの支給は可能です。ただし、里親になってから（里親委託後）3か月以内に面談・支給申請を行う必要があります。